

【研修会参加報告】 「令和4年度西部隣協県外現地訪問視察研修会」に参加して

人権教育推進員 西村 巧
隣保館長 矢田貝 慎一

10月26日、西部隣協関係者15人で、松江市の更生保護施設「しらふじ」を訪問視察しました。

更生保護施設は、主に刑務所仮釈放者、刑執行猶予者、更生緊急保護の人をスムーズに社会復帰させるために造られた施設です。全国に103施設あり、刑務所や少年院で過ちを償い社会に出たものの、頼るべき身内や縁故者がなく、不安の中で人生を再出発する人のために造られた施設です。

松江更生保護施設「しらふじ」は、100%民間経営施設とのこと。施設長、保護司、調理師の8人で運営しています。利用者は、刑務所、検察庁、復帰促進センター等からこの施設に入所します。このような人たちに必要な保護（宿泊、食事の提供、生活指導、職業指導「お金を貯める」等）を行って、社会復帰が出来るよう援助し、再犯の防止に努めると

ころです。

「人は必ず変わることができるんだ！」という施設側の思いで、利用者は朝、この施設からそれぞれいろいろな職場へ行き、夜に帰ってきます。昭和41年、この施設建設において、地域住民からの建設反対で大変苦勞されたこと、何度も何度も説明に赴いたことをお話されました。地域内に葬儀会館を建設することなどでさえ厳しいこの時代に、更生保護施設建設は考えられないほど大変だったと思います。地域の人に受け入れてもらわなければ施設運営は出来ないという観点から、施設の周りの地域（地元）との交流も大切にしているそうです。

最後に、こうして利用者の社会復帰のために努力し、知恵を絞って送り出しても、再入所される利用者は多いというのも事実とのことでした。

－ 11月は児童虐待防止推進月間です－

児童虐待に関する通報や相談件数は、年々増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶たず、社会全体で解決すべき重大な課題になっています。

児童虐待とは、保護者（親または親に代わる養育者）などが、子ども（18歳未満）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときには生命まで脅かします。

また、虐待は、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感など、その後の人格形成に大きな影響を与えるとともに、自分の子育てにもその影響が引き継がれる危険性すらある、子どもに対する最も重大な権利侵害です。

児童虐待は、以下の4種類に分類されます。

- 身体的虐待 …… 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、家の外にしめ出す など
- 性的虐待 …… 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト …… 乳幼児を家に残して外出する、食事を与えない、ひどく不潔なままにする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子どもに暴力を振るうことなどを放置する など
- 心理的虐待 …… 言葉により脅かす、無視する、きょうだい間で差別的扱いをする 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう (DV) など



獣害対策 アップデート

土中の暴れん坊②

日野郡鳥獣被害対策協議会
川野風花【問合せ】電話 72-1399

今回は、モグラ捕獲のコツについてお話しします。

モグラ捕獲器には筒式、挟み式、落とし穴式などさまざまな形のものがありますが、どの捕獲機もモグラの道に設置します。ですので、モグラ捕獲において重要なのは、モグラがよく通る道を見つけることです。

モグラのよく通る道とは？実は、モグラが作る道には次のような種類があります。

① 幹道 巣に通じる道。確実に通る道だけれど、地下深い場所にある。

② 生活道 エサ場を探すため掘られる幹道から派生した道。ほぼ毎日使用される。

③ 探餌道 エサを探すために生活道から派生した道。基本的に使い捨てで、行き止まりのことが多い。

①の幹道は深くて捕獲機の設定



置が困難で、③の探餌道は使い捨ての場合がほとんどです。捕獲器を設置すべき道は、②の生活道です。

では、この生活道をどうやって探せばいいのか？簡単な見つけ方をご紹介します。

まずは、モグラの道が集まっている所を見つけてみます。道が露出させるように少しけずりながら平らにならし、道に軽く砂を詰めて道を一旦つぶします。翌日以降、道が復活しているかを確認します。3回連続して道が復活した場合は、確実に生活道です。1週間以上待っても道がつぶれたままの場合は、場所を変えてみてください。

生活道を見つけれたら、いよいよ捕獲器の設置です。次回、モグラの捕獲器の種類と設置方法についてお話ししたいと思います。

～こんにちは、消費生活相談員です～

知って安心！消費生活のはなし



「人を紹介すれば報酬が得られる!？」

友人知人から誘われて…

マルチ商法とは、「簡単に儲かる」「友人、知人を誘って会員にさせると利益が出る」などと勧誘し、商品やサービスを契約させる商法です。

〈トラブル例〉・友人から「いいバイトがある。誰でもできる簡単な仕事で、何百万円も稼ぐ人がいる」と誘われて説明会に参加した。30万円を払って会員になれば儲ける権利が得られると言われ、借金をして払った。自分が紹介した人が商品を購入すればお金が入る仕組みだが、友人を紹介することもできず、売れずに商品の在庫が残るばかり。借金の返済も苦しいので解約したい。(30代女性)

アドバイス

- ・友人や知人から勧誘されて断りづらいと思っても、契約したくない場合はきっぱりと断りましょう。
- ・事業者の実態や儲かる仕組みがわからない場合は、関わらないようにしましょう。
- ・契約書面を受け取り後（または商品の引き渡し後）20日以内であれば、クーリングオフで解約できる場合があります。

マルチ商法



日野郡3町では、毎週水曜日に相談員が輪番で対応しています。(くらしのカレンダー参照)
他役場の相談窓口もご利用ください。

※次回の消費生活相談員来室日 11月30日(水) 午後9時～午後4時

★相談は、消費生活相談窓口(役場産業振興課内)(電話 72-0336 または局番なしの188)へ!